

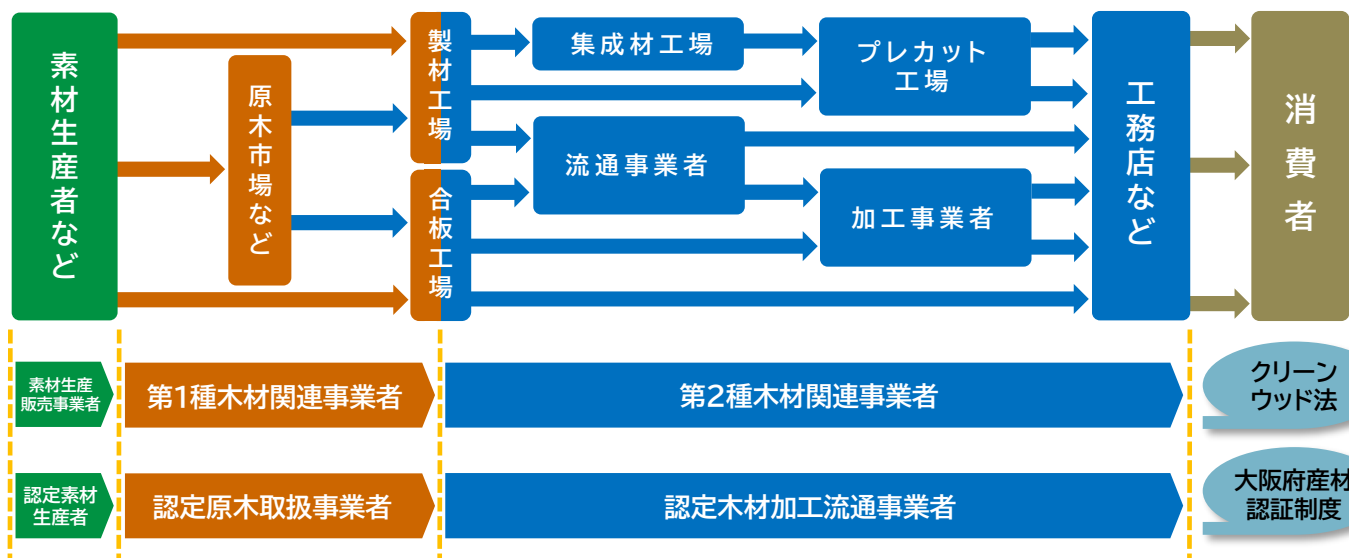
改正クリーンウッド法に対応した

新たな「大阪府産材認証制度」が始まります

- 近年、違法伐採対策の必要性が国際的にも高まっており、木材の産地や合法性を確認したうえで取引することが重要となっています。
- 令和7年4月の改正クリーンウッド法の施行により、木材を取り扱う事業者には、原材料情報の管理などが、これまで以上に求められるようになりました。
- **大阪府産材認証制度**は、大阪府内の森林で生産された木材及びその製品について産地や合法性を確認し、「大阪府産材トレーサビリティ管理票」により履歴を管理することで、消費者に安心して大阪府産材を提供するための制度です。
- 本制度を通じて、府内森林資源の循環利用を促進し、地球温暖化の防止に寄与するとともに、林業・木材産業の持続的な発展につなげていきます。

大阪府産材認証制度の仕組み

- 事業者間で「管理票」をリレー方式でつなぐことで、産地と合法性を証明します。



認定事業者の役割 ※記録は5年間保存

認定素材生産者	認定原木取扱事業者へ情報提供(原材料情報や証明書等)
認定原木取扱事業者	産地・合法性の確認、記録の保存、情報の伝達、分別管理、報告等
認定木材加工流通事業者	情報の受取・伝達、記録の保存、分別管理、報告、見積への協力等

事業者にとってのメリット

- 産地及び合法性を客観的に証明できます。
- 取引先からの信頼性の向上や、事業機会の拡大につながります。
- 大阪府産材ブランドを活用し、市場における競争力及び差別化の強化が図られます。
- 大阪府の補助事業や公共工事における指定材料となります(予定)。

認定事業者になるまでの流れ

① 申請手続き	・ 大阪府木材情報センターを通じて必要書類を提出します。 ・ 申請書には、事業概要や管理方針等を記載します。
② 審査・認定	・ 提出書類を審査し、基準に適合する場合に認定します。 ・ 認定事業者には、認定番号を付与します。
③ 更新・変更	・ 認定は3年ごとに一斉更新します。 ・ 継続には更新申請、変更時には届出が必要です。

※ 認定木材加工流通事業者が、林野庁ガイドラインに基づく団体認定(合法木材供給事業者認定等)を受けている場合は、本制度の認定は不要です。ただし、当該認定のみでは本制度の「認定事業者」とはならないため、大阪府産材マークの使用等を希望する場合は、本制度の認定を受ける必要があります。

新たな認証制度に関するQ&A

他県産材が含まれる木材製品も大阪府産材として認証されますか？	木材製品全体の 30%以上 に大阪府産材が使用され、それ以外の部分についても産地及び合法性が確認された国産材である場合は、大阪府産材として認証します(例:合板、集成材、家具等)。
「大阪府産材トレーサビリティ管理票」を発行した際の手続きは？	・ 認定素材生産者は、伐採造林届出書等の証明書とともに作成した管理票(原本)を、認定原木取扱事業者へ交付します。 ・ 認定原木取扱事業者は、内容を確認のうえ、管理票の原本を保管し、写しに記名押印のうえで、次の取引先へ交付します(併せて、木材情報センターへ写しを送付してください)。 ・ 認定木材加工流通事業者は、写しに必要事項を記載したうえで、次の取引先に引き継ぎます(併せて、木材情報センターへ写しの送付にご協力をお願いします)。
大阪府産材(認証材)は、大阪府のどのような事業で活用されますか？	・ 令和8年度は、「おおさか木の家」木材利用促進事業及び民間施設における木質空間整備事業等において活用する予定です。 ・ 上記事業に加え、さらなる大阪府産材の活用拡大を図ります。
従来の「おおさか材認証制度」はどうなりますか？	従来の制度は産地証明を主とした仕組みであったため、新たな認証制度の施行に伴い令和8年度末に廃止します。

まずはお気軽にご相談ください

大阪府木材情報センター(一般社団法人 大阪府木材連合会内)

電話:06-6685-3101/携帯:080-4429-2714/メール:info@mokcenter.jp

大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ

電話:06-6210-9556/FAX:06-6210-9551/メール:midorikankyo-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp

